奈良県御所浄水場で使用する電気の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

なお、この公告による調達は、世界貿易機関（ＷＴＯ）に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものです。

平成２３年7月１５日

奈良県知事　荒　井　正　吾

第１　競争入札に付する調達の内容

１　入札物件

奈良県御所浄水場で使用する電気

予定使用電力量　６，１６０，０００キロワット時

２　入札物件の数量及び特質

入札説明書によります。

３　納入期間

平成２３年１０月１日から平成２４年9月３０日まで

４　納入場所

御所市戸毛３６７－２　奈良県御所浄水場

５　入札方法

入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１０５分の１００に相当する金額を入札書に記載してください。

第２　競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる⑴から⑻までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

⑴　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

⑵　奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。

⑶　会社更生法（平成１４年法律第１５４号。以下「新法」といいます。）第１７条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和２７年法律第１７２号。以下「旧法」といいます。）第３０条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

⑷　平成１２年３月３１日以前に民事再生法（平成１１年法律第２２５号）附則第２条による廃止前の和議法（大正１１年法律第７２号）第１２条第１項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

⑸　平成１２年４月１日以後に民事再生法第２１条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

⑹　物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成７年１２月奈良県告示第４２５号）による競争入札参加資格者のうち、営業種目Ｊ２電気で登録をしている者であること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行い、入開札日までに資格を有しなければなりません。

〒６３０－８５０１　奈良市登大路町３０番地

奈良県会計局総務課調達契約係（県庁主棟１階）

電話（直通）０７４２－２７－８９０８

⑺　電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）第３条第１項の規定により一般電気事業の許可を受けている者又は同法第１６条の２第１項の規定による届出をした者であること。

⑻　平成２３年度奈良県電力の調達に係る環境配慮方針に定める基準点を満たす者であること。

なお、新たに基準点の判定を得ようとする者は、次に示す場所に環境に配慮した電力の調達契約評価項目の報告を行うこと。

〒６３０－８５０１　奈良市登大路町３０番地

奈良県くらし創造部景観・環境局環境政策課地球環境係（県庁主棟２階）

電話（代表）０７４２－２２－１１０１　内線３３７５

第３　契約条項を示す場所及び契約を担当する部課等の名称、所在地等

〒６３０－８１３１　奈良市大森町５７－１２

奈良県水道局総務課（奈良県奈良総合庁舎３階）

電話（代表）０７４２－２５－０７７１　内線３３６

第４　入札手続等

１　入札説明書及び仕様書の交付期間、交付場所等

⑴　交付期間　平成２３年７月１５日（金）から同年８月２９日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日を除きます。）の午前９時から午後５時まで（午後１時から午後２時までを除きます。）

⑵　場所　第３に同じ。

なお、水道局ホームページからもダウンロードできます。

⑶　費用　無償

２　入札説明会の開催

実施しません。

３　入開札の日時及び場所

⑴　日時　平成２３年８月３０日（火）　午前１０時

⑵　場所　奈良市大森町５７－１２　奈良県奈良総合庁舎４階会議室

⑶　その他　入札説明書に示す必要書類を同時に提出してください。

４　郵便による入札

入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便としてください。また、入札書は、二重封筒とし、表封筒に「平成２３年８月３０日開札奈良県御所浄水場で使用する電気の調達に係る入札書在中」と朱書するとともに、中封筒に入札書と入札説明書で示す必要書類を入れ、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、奈良県水道局総務課長あての親展として、平成２３年８月２９日（月）

午後５時までに第３に定める場所へ到着するようにしてください。

第５　その他

１　契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

２　入札保証金及び契約保証金

免除します。

３　入札者に要求される事項

⑴　入札者は、所定の入札書及び委任状を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。

⑵　入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

４　入札の無効

第２に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、競争入札参加確認資料等に虚偽の記載をした者の入札及び入札説明書交付時に配布する国際競争入札心得に示した入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

５　契約書作成の要否

要します。

６　落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

７　調達手続の停止等

この調達に関する苦情申立ての処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、又は契約を解除する場合があります。

８　手続における交渉の有無

無

９　契約の解除

契約締結後、契約者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

⑴　契約者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及

び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」といいます。）第２条第６号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。

⑵　暴力団（法第２条第２号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

⑶　契約者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

⑷　契約者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。

⑸　⑶及び⑷に掲げる場合のほか、契約者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

⑹　この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「購入契約等」といいます。）に当たって、その相手方が⑴から⑸までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

⑺　この契約に係る購入契約等に当たって、⑴から⑸までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（⑹に該当する場合を除きます。）において、本県が当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

⑻　この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

10　その他

詳細は、入札説明書によります。

第６　Summary

１　Subject of Procurement: Electricity about 6,160,000kWh to use at Nara Prefecture Gose Water Treatment Plant

２　Time Limit of Tender(by hand): 10:00 a.m. on August 30, 2011

３　Time Limit of Tender(by mail): 5:00 p.m. on August 29, 2011

4　For further information, please contact: Contract & Property Section, General Affairs Division, Waterworks Bureau, Nara Prefectural Government
3rd floor, Nara General Office Building of Nara Prefectural Government
57-12 Omori-cho, Nara City, Nara Pref. 630-8131 Japan
Phone: 0742-25-0771 ext.336